

青森県報

第三千二百六十一号

平成二十二年
七月十二日
(月曜日)

目次

告 示

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……… (健康福祉課) …… 一

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 …… (同) …… 一

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。 …… (同) …… 二

右 …… (同) …… 二

右 …… (同) …… 二

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出 …… (同) …… 三

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出 …… (同) …… 三

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護支援事業所の名称及び所在地変更の届出 …… (同) …… 三

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出 …… (同) …… 四

右 …… (同) …… 四

公 告

建設業者の許可の取消し …… (中 南 地 域) …… 五

右 …… (同) …… 六

(中 南 地 域) …… 五

(西 北 地 域) …… 五

(上 北 地 域) …… 五

(県 民 局) …… 六

告 示

示

青森県告示第四百六十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)以下「例による生活保護法」という。(第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
テルス石渡薬局	弘前市大字石渡三丁目一三の三三	平成三〇・四・〇〇
テルス調剤薬局	弘前市大字境関字西田三二の一五	〃

青森県告示第四百七十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)以下「例による生活保護法」という。(第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した

ので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
テルス石渡薬局 テルス調剤薬局	弘前市大字石渡三丁目一三の三三一 弘前市大字境関字西田三二の一五	平成三・五・一 "

青森県告示第四百七十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人拓心会	"	五所川原市大字野尾字懸樋二二二の三	小規模多機能型居宅介護	よりあい拋わらび	五所川原市大字野尾字懸樋二二二の五	"

青森県告示第四百七十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人拓心会	"	五所川原市大字野尾字懸樋二二二の三	介護予防防	よりあい拋わらび	五所川原市大字野尾字懸樋二二二の五	"

青森県告示第四百七十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成

成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。)(第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
株式会社ほおずき	八戸市大字是川字転道平一の一	八戸市柏崎四丁目一六の二九	居宅介護支援事業所ほおずき	八戸市是川一丁目一の一	平成三・六・一
株式会社らぼーるけあ	八戸市柏崎四丁目一六の二九	居宅介護支援事業所ケアプランニング真ごころ	八戸市柏崎四丁目一六の二九	三・七・一	

青森県告示第四百七十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。)(第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	変更年月日
	居宅介護事業者	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所		

青森県告示第四百七十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。)(第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	変更後	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	変更年月日
社会福祉法人弘前愛成園	弘前市大字豊原一丁目三	特定施設入居者生活介護	弘前市大字豊原一丁目三	養護老人ホーム弘前温水清園	弘前市大字豊原一丁目三	平成三・一・一〇

変更前	変更後	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	変更年月日
社会福祉法人弘前愛成園	弘前市大字豊原一丁目三	介護予防特定施設入居者生活介護	弘前市大字豊原一丁目三	養護老人ホーム弘前温水清園	弘前市大字豊原一丁目三	平成三・一・一〇

青森県告示第四百七十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法

(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	居宅介護支援事業者
仁会 医療法人青	八戸市大字田 面木字赤坂一 六の二	の 主たる事務所 所在地	居宅介護支援事業所
居宅介護支 援事業所わ えみ	南山苑在宅 介護支援セ ンター	名 称	居宅介護支援事業所
三	八戸市大字田 面木字赤坂一六の 三	所 在 地	居宅介護支援事業所
	平成 三・四・一	変 更 日	年月日

青森県告示第四百七十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者
主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業の種 類
名 称	居宅介護事業所
所 在 地	居宅介護事業所
廃 止 日	年月日

医療法人大 同会	弘前市大字大 水三丁目八の二	訪問看護	高橋医院	弘前市大字大 水三丁目八の二	平成 三・六・三
有限会社久 保田印刷	弘前市大字紺 屋町二七	居宅療養 管理指導	有限会社久 保田印刷薬 局	弘前市大字境 関五字西田三 二の一	平成 三・四・三

青森県告示第四百七十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

医療法人大 同会	弘前市大字大 水三丁目八の二	訪問看護	高橋医院	弘前市大字大 水三丁目八の二	平成 三・六・三
有限会社久 保田印刷	弘前市大字紺 屋町二七	居宅療養 管理指導	有限会社久 保田印刷薬 局	弘前市大字境 関五字西田三 二の一	平成 三・四・三

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社肥後産業
- 二 代表者の氏名 富岡 直樹
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字和徳町六の九
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第六二六四号
- 五 取消年月日 平成二十二年六月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十二年五月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 東信住設機器
- 二 氏名 坂本 直哉
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市字芭蕉六一の一三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第四〇〇一七三号

五 取消年月日 平成二十二年六月九日

六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、管、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実
平成二十二年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 川田組
- 二 氏名 川田 博信
- 三 主たる営業所の所在地 つがる市木造朝日九の六二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第七〇〇〇三号
- 五 取消年月日 平成二十二年六月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
鉄筋工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十二年六月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社三幸建設
- 二 代表者の氏名 中野渡 昭一
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字深持字中平七〇の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第一五二八二号
- 五 取消年月日 平成二十二年六月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十二年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社青森テクノロジー
- 二 代表者の氏名 山崎 龍之祐
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎二七一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第五〇〇〇二四号
- 五 取消年月日 平成二十二年六月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管、電気通信工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十二年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭